

東北地方太平洋沖地震に係る資源管理・漁業所得補償対策（漁業共済・積立ぷらす）の取扱いについて

平成23年3月17日
水産庁

東北地方太平洋沖地震により、被災地域の漁業者等に甚大な被害が発生したことを踏まえ、資源管理・漁業所得補償対策（漁業共済・積立ぷらす）の加入について、平成23年度において柔軟な対応が可能となるよう、被災した漁業者について、以下のとおり取り扱うこととする。

1 漁業共済への加入期間の弾力化

共済契約の加入期間である共済責任期間については、各共済組合がそれぞれの漁期に対応して漁業種類ごとに定めているが、今回の被災の影響により、通常の共済責任期間の開始日に加入が困難な漁業者については、通常の共済責任期間の開始日以降においても、弾力的に加入申請に応じることとする。

2 資源管理計画等への参加が間に合わない場合の取扱い

資源管理・漁業所得補償対策への加入要件として、資源管理計画又は漁場改善計画への参加が必要とされているが、今回の被災の影響により、計画作成主体たる漁協等の機能に支障が生じている地域においては、以下の対応を取ることとする。

共済責任期間の開始日の時点で、資源管理計画の確認又は漁場改善計画の認定を了していない場合であっても、資源管理計画又は漁場改善計画案が漁協（隣接漁協を含む。）、漁連等により作成可能である、ないしは作成の見込みが立っている際は、共済責任期間の2分の1を経過する日までの間（上限を3ヶ月間とする。）に計画の確認又は認定を了することを条件に、計画に参加しているものとみなし、資源管理・漁業所得補償対策への加入を認めることとする。